主

一 控訴人(附帯被控訴人)の本件控訴を棄却する。

二 原判決中附帯控訴人(被控訴人)敗訴の部分を取消す。

附帯被控訴人(控訴人)は附帯控訴人(被控訴人)に対し全一〇〇万円およびこれに対する昭和三七年九月二〇日以降支払ずみまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

三 訴訟費用は第一、二審を通じすべて控訴人(附帯被控訴人)の負担 とする。

控訴人(附帯被控訴人、以下単に控訴人という。)指定代理人は、「原判決中控訴人敗訴の部分を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決および附帯控訴につき附帯控訴棄却の判決を求め、被控訴人(附帯控訴人、以下単に被控訴人という。)訴訟代理人は、控訴につき主文第一項同旨の判決および附帯控訴として主文第二、三項同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張ならびに証拠の関係は、次に附加するほかは原判決事実摘示と 同一であるから、これを引用する。

(控訴人の主張)

一 原判決は「A医師の使用した手術器具が、直接視束(視神経)に物理的な力を加えたものであるか否かはともかくとして、同人の用いた手術器具が篩骨洞から紙状板を越えて眼窩内に侵入し、手術器具操作による物理的な外力が原告の右眼視束のうち、眼球後部から視束管入口までの部分に加えられて、これに衝撃を与え、これによつて原告の右眼視力の喪失の結果を招いたもの」と推認している。

二 また、原判決は、「A医師において手術の施行に危険を感じ、困難を覚える 状態に立ち至つていたにもかかわらず、手術の施行を直ちに中止せずに続行し、そ の結果手術器具が紙状板を越えて眼窩内に侵入し、器具操作による物理的な外力が 原告の右眼視束に対して衝撃を加える事態を惹起し、これによつて原告の右眼視力 の喪失の結果を招いた以上、過失がある。」と判示している。

しかし、右は大きな誤解であり、A医師は決して判示のごとき無暴、危険な手術を続行したものではない。本件手術にあたつて被控訴人の鼻から出血してのは、所は手術中続いたものである。そしてその出血の量は確かに多い方ではあつたが、それは被控訴人に出血性の因子があつたためではなく、一にその強い要請によりもしば出血が多い)局部麻酔の場合に比すれば出血は多量といえるが、全身麻酔の場合にはは出血が多い)局部麻酔の場合に比すれば出血は多量といえるが、その程度の別自体としては中等量の範囲を出ず、なんら特に多い出血ではなく、その程度の出血は局部麻酔の場合にも往々見られるものであつて、未だそれによって手術を通しく困難にするほどのものではなかった。そこでA医師は、篩骨洞開放手術の普通

原因であると考えるのは、全く理由のないことである。
三、次におよそ失明の原因には、麻酔薬、出血、浮腫その他既知未知の種々のものがあることを考えなければならないが、被控訴人の場合はその一因として球後の浮腫ということが考えられる。鼻部の手術の際眼球辺に浮腫を生ずることは珍らしくなく、被控訴人は従前の鼻部手術において眼瞼に相当の浮腫を示しており、したがつて本件手術の際眼球後部の視束管寄りの辺にも浮腫を生じ、それが失明の原因になつたということが考えられる。

なお、仮に本件失明が本件器具の操作の物理的影響によるものとしても、既に一、二に述べたところによつて明らかなように、直接の衝撃ないしそれに近いものによつてではなく、たまたま蜂・を掻きとる際挾み出した骨以外のものが欠けてまたはひび割れて内在し、器具挿入の際それが押入れられてその一端が視束管に近接した等なんらか異常な因子が加わつたためであつて、A医師の過失によるものではないと考えられる。

四 なお、原判決は本件慰謝料として金二〇〇万円を相当と認めているが、右認定は、精神的損害は加害行為の態様、事情によつて大きく左右されるものであることについての考慮を欠いたものであつて、失当である。

(被控訴人の主張)
一 原判決は、被控訴人の慰謝料金三○○万円の請求中金一○○万円の部分を失当として棄却したが、不服であるから、附帯控訴により右金一○○万円およびこれに対する損害発生の日の翌日である昭和三七年九月二○日から支払ずみまで、民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。すなわち、原判決は、「本件失明によつて現に進行中であつた縁談が破棄され、将来の結婚の成否、日常生活における苦痛に思をめぐらせば、若き女性である被控訴人にとつて多大の精神的苦悩が課せられたものである。」と認定しながら、その精神的苦痛に対する慰謝料として金二○○万円を認めたにとどまつたが、右のような事情の下にあつては慰謝料額

は被控訴人主張のとおり金三〇〇万円とするのが相当である。

二なお、被控訴人は昭和四一年一月頃から、母校の縁故により和光大学事務局の事務員として勤務していたが、失明後のいろいろな心労が重なつて昭和四二年三月神経性胃炎にかかり、同年九月まで入院治療を余儀なくされ、同年一二月同大学事務局を退職するのやむなきに至つた。その後いくつかあつた縁談も最後には被控訴人の本件失明が原因となつて未だにまとまらず、被控訴人の妹B(昭和一九年五月生)、C(昭和二一年二月生)、D(昭和二二年一一月生)も適齢期にあり、現在の状態では、これらの妹が先に結婚することになり、被控訴人の精神的苦痛は、はかり知れないものがある。

## (証拠関係) (省略)

## 理由

ころで、原審ならびに当審証人Aの証言によれば、A医師が被控訴人に対して昭和三七年三月二日にした右側慢性副鼻腔炎の根治手術およい同月の病的指導と歯齦の間を切開し、上顎洞の病的指導を除去したうえ、鼻の側壁を除いて洞内から鼻腔に膿が自然に流出する孔を作でありた。上顎洞を経由して篩骨洞内の蜂・の病変部分を掻爬して除去する手術を、これより先昭和三六年三月二〇口過ぎにもで控訴では、上顎洞を経由する関係上、これに対していること、右手術は、上顎洞を経由する関係上、これに対していること、右手術は、上顎洞を経由する関係上、これに対していること、右手術は、上顎洞を経由する関係上、これに対していること、右手術は、上顎洞を経由する関係上、これに対し、が使力に対していること、右手術は、上顎洞を経由する関係と、これに対し、が使力に対し、などができる。の病変部分を掻きとつて除去するものであつたことを認めることができる。

(要旨) そこで進んで本件手術にあたつて、A医師に過失があつたかどうかの点について考えてみるに、耳鼻咽</要旨)喉科の医師が副鼻腔炎治療のため鼻内篩骨洞開放手術をなすにあたつては、手術の過程において失明の結果を生ぜしめるがごとき行為をしないよう万全の注意を払うべき業務上の注意義務があることはもちろんであつて、いやしくも手術の過程において失明の結果が生じた以上、それが不可抗力によるものであるか、少くとも現在の医学智識をもつては予測し得ない特異体質等その他これに類する原因に起因することの立証がない限り、当該手術にあたつた医師に過失があつたものと推定すべきである。

いま本件についてこれをみるに、被控訴人の失明の結果がA医師による本件手術の過程において生じたものであることは、当事者間に争なく、右失明の結果が不可

抗力その他前掲のような原因によるものであることを認めるに足る証拠はないのみならず、かえつて、いずれも成立に争のない甲第一号証、乙第一ないし第三号証、 同第四、五号証の各一、二、同第一〇号証、同第一一号証の一ないし一二 、同第 号証、原審ならびに当審証人A、原審証人E、同F、当審証人Gの各証言、原審 における被控訴人本人尋問の結果および当審における鑑定人Hの鑑定の結果を総合 「鼻内飾骨洞開放手術とは、一般に慢性篩骨蜂巣炎に対し鼻腔を経由して 篩骨蜂巣を削開し、その内部の病巣を剔除する手術をいうのであり、この手術による失明は非常にしばしば遭遇するものではないが決して絶無ではなく、その原因と しては手術器具による視神経の損傷、網膜中心動脈の栓塞、眼窩内出血あるいは出 血に起因する視器全般の浮腫または炎症等があげられており、A医師は、相当経験 ある耳鼻咽喉科専門の医師として、鼻内篩骨洞開放手術に際し措置を誤れば、右の ような原因から失明の合併症を生ぜしめる危険があることを知つていたが、本件手 術時被控訴人の出血が多量であつて手術部位の視野の確保に困難を来し、かつ、被 控訴人が前に同一患部を手術をしたことがあるため瘢痕組織が生じ患部が硬質化していたので掻きとりにくくなつていたこと等の悪条件が重なつたため、篩骨洞内の病巣を掻爬するに際し、手術器具の操作を誤り、篩骨洞と眼窩との隔壁をなしている。 る紙状板(紙様板ともいい、薄い骨の壁)を破り、これを越えて器具を眼窩内に挿 入し、直接に、ないしは骨片その他なんらかの介在物を通じて間接に、右眼球後部 の視神経もしくは血管に衝撃を加えてこれを損傷し、もつて被控訴人の右眼失明の 結果を来さしめた。」ものと推認するのを相当とし、原審ならびに当審証人Aの証 言中右認定に反する供述部分はにわかに措信し難く、他に右認定を左右するに足る 証拠はないから、A医師は過失の責を免れないものといわなければならない。 四 右に対し控訴人は、A医師が手術器具を紙状板を越えて眼窩内に侵入させた

また、控訴人は、仮にA医師の使用器具が紙状板より深く入つたとしても、それによって視束(視神経)はもちろん視束の近辺にその先が達するということは物理的におよそあり得ないことである旨主張するが、被控訴人の紙状板の欠損は、紙状板の真中から前後にかけて略々拇指頭大の大きさであることは前に認定したとおりであり、この事実と、控訴人が原審において提出した昭和四〇年三月二九日付準備書面に添付されている本件手術部位を示す水平断面図ならびに垂直図合計六葉、前記紙状板の欠損部位を貫いて進入し、右眼球後部の視神経または血管に到達することが物理的に可能であると認められるから、右控訴人の主張も採用し得ない。

なお、A医師による視神経ないし眼窩内血管の損傷が手術器具の直接の衝撃によるものではなく、骨片その他なんらかの介在物を通じてなされたものであつたとしても、右損傷は結局同医師の器具の操作上の誤りによつて生じたものというを妨げないから、不可抗力等と目される特段の事情のない限り、同医師は過失の責を免れ得ない。

さらに、控訴人は、被控訴人の失明がA医師の手術器具の操作に原因するとしても、被控訴人の篩骨洞内の蜂・は過去の手術による瘢痕組織のため、その掻きとりが初めて篩骨洞内に手術を加える場合に比し困難な状況にあり、そのためA医師が最善の注意義務を尽して手術器具を操作したにもかかわらず、蜂・掻きとりの際は

からずも器具の先端が瞬間的に紙状板を通過して視神経に一過性の衝撃を与えるのやむなきに至つたものと考えられるところ、被控訴人の視神経は通常人に比して虚弱であつたためたまたま右衝撃によつてたやすくその機能を失うに至つたものであるからA医師に過失はない旨主張するが、瘢痕組織のため初めての手術の場合に比し掻きとりが困難であつたことは認められるとしても、そのために紙状板を通過して視神経に一過性にせよ衝撃を与えることは、やはり専門医として当然払うべき注意義務を怠つたものというに妨げないから、過失たるを免れない。 五 如上説示のとおりとすれば控訴人国はその公務員たる医師Aの職務執行上の

六 しからば、被控訴人が控訴人に対し慰謝料金三○○万円およびこれに対する 損害発生の日の翌日である昭和三七年九月二○日以降完済に至るまで民法所定年五 分の割合による遅延損害金の支払を求める本訴請求はすべて正当としてこれを認容 すべきであり、右請求の一部を棄却した原判決はその限度において失当であるが、 他の請求を認容した部分は相当であるから、控訴人の控訴は理由なしとしてこれを 棄却し、原判決中被控訴人敗訴の部分を取消して、被控訴人の附帯控訴にかかる請求を認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 古山宏 裁判官 川添万夫 裁判官 右田尭雄)